

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開平8-311417

(43) 公開日 平成8年(1996)11月26日

(51) Int.Cl. <sup>6</sup>	識別記号	庁内整理番号	F I	技術表示箇所
C 0 9 J 7/02	J K N J H Z J K W J L E		C 0 9 J 7/02	J K N J H Z J K W J L E

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 特願平7-124629

(22) 出願日 平成7年(1995)5月24日

(71) 出願人 000003964

日東電工株式会社  
大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号

(72) 発明者 廣橋 俊明

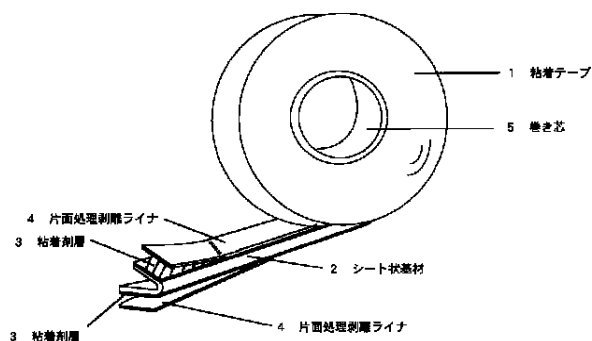
大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号 日東  
電工株式会社内

(54) 【発明の名称】 粘着テープ

(57) 【要約】

【目的】 本発明は、例えば住宅、建物などの壁材と壁材の間、あるいは壁材、天井材の間などの、構造物中で、角度を有して隣接している部材間の境界部分に、境界部分の角度に沿って、容易に貼り合わせることができる粘着テープを提供する。

【構成】 可撓性を有するシート状基材の片面に粘着剤層が設けられ、粘着剤層が剥離ライナで被覆されている粘着テープにおいて、粘着テープが粘着剤層側が外側になるように折曲され、巻回されていることを特徴とする粘着テープである。



**【特許請求の範囲】**

**【請求項1】** 可撓性を有するシート状基材の片面に粘着剤層が設けられ、粘着剤層が剥離ライナで被覆されている粘着テープにおいて、粘着テープが、剥離ライナ側が外側になるように折曲された状態で巻回されていることを特徴とする粘着テープ。

**【請求項2】** 可撓性を有するシート状基材片面の略中央部を除く両端部に粘着剤層が設けられた粘着テープにおいて、粘着テープが略中央部を支点に粘着剤層が外側になるように折曲されるとともに、両粘着剤層が剥離ライナを介して巻回されていることを特徴とする粘着テープ。

**【発明の詳細な説明】****【0001】**

**【産業上の利用分野】**本発明は、例えば住宅、建物などの壁材と壁材の間、あるいは壁材と天井材の間などの、構造物中で、角度を有して隣接している部材間の境界部分に、気密性や水密性を上げるための隙間埋めや、境界部分の意匠性を高める為に貼り合わせられる粘着テープの構造に関するものである。

**【0002】**

**【従来技術】**住宅内部の気密性や水密性保持を目的として、住宅内部に生じた隙間をふさぐ為に、紙、プラスチック、金属箔などのシート状基材の片面に粘着剤層を設けた粘着テープが使用されることがある。これら粘着テープが貼り合わされる部分、つまり隙間が生じやすい部分としては、例えば住宅内部の壁材と壁材の間、あるいは壁材と天井材の間などの、部材同士が直角等の角度を有して隣接している部分（コーナー部分）が多い。

**【0003】**しかしながら従来の粘着テープでは、形状がシート状であるために、これらの場所に粘着テープを貼るためには、例えば、壁と床のような部材同士が隣接している角度に沿うように、粘着テープを手で折りながら貼り合わせていかなければならなかった。又、粘着テープの折曲を容易にするため予めシートに折り目を設けたものや、折曲部の構造を折曲に適した構造に改良したものなどが知られているが、いずれもシート状基材を手で折りながら貼り付けて使用するという点は同一であり、特に長距離を角度に沿ってきれいに貼り合わせたり、高所で貼り合わせたりする場合には、著しく不便であり作業性を向上させることのできる粘着テープが望まれていた。

**【0004】**

**【発明が解決しようとする課題】**本発明は、例えば住宅、建物などの壁材と壁材の間、あるいは壁材と天井材の間などの、構造物中で、角度を有して隣接している部材間の境界部分に、境界部分の角度に沿って、容易に貼り合わせることのできる粘着テープを得ることを目的とする。

**【0005】**

**【課題を解決するための手段】**本発明の粘着テープは、可撓性を有するシート状基材の片面に粘着剤層が設けられ、粘着剤層が剥離ライナで被覆されている粘着テープにおいて、粘着テープが、剥離ライナ側が外側になるように折曲された状態で巻回されていることを特徴とする構成、もしくは、可撓性を有するシート状基材片面の略中央部を除く両端部に粘着剤層が設けられた粘着テープにおいて、粘着テープが略中央部を支点に粘着剤層が外側になるように折曲されるとともに、両粘着剤層が剥離ライナを介して巻回されていることを特徴とする構成である。

**【0006】**

**【作用】**本発明の粘着テープは、テープ支持体に可撓性を有するシート状基材を利用し、粘着剤層がシート状基材の片面に付与されると共に、テープ全体を予め粘着剤層を外側にして折曲した状態で巻回しているため、例えば住宅、建物などの壁材と壁材の間、あるいは壁材と天井材の間などの、構造物中で、角度を有して隣接している部材間の境界部分に貼り合わせる場合には、1)上記粘着テープを巻回体より巻き戻しながら、又は一方の粘着剤層を被覆している剥離ライナを剥がしながら巻き戻して一方の部材側に貼り合わせ、2)その後、もう一方の粘着剤層を被覆していた剥離ライナを剥がし、折曲していたシート状基材を部材間の境界部分の角度に合わせて開き、もう一方の隣接する部材側に貼り合わせる方法で施工することができる。つまりこれまでの粘着テープのように、支持体を部材間の境界部分の角度に合わせて手で折りながら貼り合わせるという2つの工程を同時に行う必要は無く、貼り合わせと、位置合わせを分けて行う事ができるため、長距離を角度に沿ってきれいに貼り合わせることができると共に、高所で貼り合わせたりする場合の作業性を向上させることができる。

**【0007】**

**【実施例】**以下、本発明を図面を用いて説明する。図1は、本発明の粘着テープ1の一実施例を示す斜視図であり、可撓性を有するシート状基材2の片面の略中央部を除く両端部に粘着剤層3が設けられ、シート状基材2が、非粘着剤層である略中央部を支点として粘着剤層3が外側になるように折曲され、各粘着剤層3が基材の片面に剥離処理を施した片面処理剥離ライナ4で被覆された状態で巻き芯5に巻回されている。

**【0008】**図2、図3は本発明の他の実施例を示す斜視図であり、図2においては、シート状基材2の片面の略中央部を除く両端部に粘着剤層3が設けられ、シート状基材2が、非粘着剤層である略中央部を支点として粘着剤層3が外側になるように折曲されると共に、基材の両面に剥離処理を施した両面処理剥離ライナ6が両粘着剤層3間に介在された状態で巻き芯5に巻回されている。これはコーナー等に貼り合わせる際、テープを巻回体から巻き戻すと同時に一方の粘着剤層が露出され、そ

のままコーナー等の一方の部材側に貼り合わせることができ、作業性をより向上させることができると共に、使用後廃棄物となる剥離ライナの使用量が少なくなるという利点がある。

【0009】図3にあっては、シート状基材2の片面全面に粘着剤層3が設けられ、粘着剤層3が片面処理剥離ライナ4にて被覆される共に、片面処理剥離ライナ4が粘着テープの長手方向と平行な切割線7を有し、切割線7を支点として粘着剤層が外側になるように折曲され、巻き芯5に巻回されている。切割線としては、切れ目、ミシン目等が挙げられる。

【0010】図4は本発明の粘着テープの施工時の状態を示す拡大図であり、粘着テープが巻回体より巻き戻され、コーナーを形成する一方の部材Aに粘着剤層3により貼り合わされている状態を示している。この後、粘着テープのもう一方の粘着剤層3を被覆している片面処理剥離ライナ4が剥がされ、さらに、コーナー部の角度に合うようにシート状基材2を開いてもう一方の部材Bに貼り合わせられる。

【0011】本発明において、粘着テープの支持体として使用されるシート状基材としては、粘着剤層を付与した後に、テープ自体を折曲し、巻回できる程度に可撓性を有し、かつ、施工時に粘着テープを巻回体より巻き戻した場合に折曲された状態を維持できるものであれば特に限定されるものではなく、例えば、ポリエチレン、ポリ塩化ビニル、ポリプロピレン、ポリエステル（例えばポリエチレンテレフタレート）、ナイロン、ポリテトラフルオロエチレン等のプラスチックフィルム、又は、紙、布、不織布、金属箔等いずれも使用することができる。より好ましいシート状基材としては、凹凸面に対する追従性から、アルミ箔、不織布、防水性から、ポリエチレン、ポリプロピレンを挙げることができる。このようなシート状基材の厚さは加工性及び作業性の点から5 $\mu$ m～1.0mm、好ましくは、10 $\mu$ m～500 $\mu$ mである。

【0012】本発明においてシート状基材に設けられる粘着剤は、通常使用されているものであれば、特に限定されず、適宜選択すればよく、例えばアクリル系粘着剤や、ブチルゴム系、スチレン-ブタジエン共重合体系、スチレン-イソプレン共重合体系などのゴム系粘着剤、あるいは、シリコン系粘着剤が使用される。粘着剤の厚さは、接着性、加工性の点から5 $\mu$ m～2mm、好ましくは、10 $\mu$ m～100 $\mu$ mである。粘着剤には、必要に応じて、架橋剤、粘着付与剤、老化防止剤、安定剤、充填剤、顔料などの公知の添加剤が配合されていてもかまわない。

【0013】本発明に用いられる剥離ライナは、粘着剤層の表面を保護し、かつ、その粘着面を露出させる際には剥離可能な構造を有するものであれば、特に限定されず、従来から用いられてきたものが使用される。このよ

うな剥離ライナとしては、例えば、シリコン系剥離剤又は、長鎖アルキル系剥離剤を紙、プラスチックフィルム等の基材に塗布したもの挙げられる。剥離ライナの厚さは、剥離ライナを剥がすときの作業性、剥離ライナに切れ目、ミシン目等の切割線を入れる時の作業性が困難なものでなければ特に限定されないが、好ましくは、5 $\mu$ m～200 $\mu$ mさらに好ましくは、10 $\mu$ m～30 $\mu$ mである。剥離ライナは、基材の片面に剥離剤を処理したタイプ、又は、両面に剥離処理をしたタイプのいずれも使用することができる。

【0014】本発明の粘着テープの製造方法は、公知の方法を用いてもよく特に限定されないが、例えば剥離ライナに粘着剤を塗布、乾燥させ、シート状基材の略中央部を除いた両端部に貼り合わせ、剥離ライナ側を外側にして折曲しながら巻き芯に巻回する方法や、溶剤系粘着剤をシート状基材に直接塗布、乾燥させて剥離ライナを貼り合わせ、剥離ライナの長手方向に切れ目、ミシン目等の切割線を入れて、剥離ライナ側を外側にして折曲しながら巻き芯に巻回する方法等が例示される。

【0015】つぎに本発明の粘着テープを実施例にもとづきさらに詳しく説明するが、本発明はこれらに限定されるものではない。

#### 実施例1

片面シリコン処理剥離ライナの剥離処理面にブチルゴム系粘着剤を塗布して総厚が300 $\mu$ mのブチルゴム系粘着シートを作製した。幅55mm、厚さ500 $\mu$ mのポリエチレン製シート状基材に、25mm幅に切断した上記ブチルゴム系粘着シートを、ポリエチレンシート状基材の中央部に5mmの間隔を空けて2列に貼り合わせ、続けてシートを幅方向の中央部から剥離ライナが外側になるように折曲させ、巻き芯（30mm幅、75mm $\phi$ ）に50m巻回させて図1の如し粘着テープとした。

#### 【0016】実施例2

幅55mm、厚さ300 $\mu$ mのポリエステル不織布からなるシート状基材に、幅25mm、厚さ15 $\mu$ mのアクリル酸エステル系粘着剤層を、不織布の中央部に5mmの間隔を空けて2列に塗設し、続けて、不織布をその幅方向の中央部から粘着剤層が外側になるように折曲させ、一方の粘着剤層に両面シリコン処理剥離紙を貼り合わせて巻き芯（30mm幅、150mm $\phi$ ）に50m巻回させて図2の如し粘着テープとした。

#### 【0017】

【発明の効果】本発明の粘着テープは、シート状基材に粘着剤層が付与されると共に、テープ自体を予め粘着剤層を外側にして折曲し、巻回しているため、例えば住宅、建物などの壁材と壁材の間、あるいは壁材と天井材の間などの、構造物中で、角度を有して隣接している部材間の境界部分に、境界部分の角度に沿って貼り合わせる場合などにおいて、1)上記粘着テープを巻回体より

巻き戻しながら、又は一方の粘着剤層を被覆している剥離ライナを剥がしながら巻き戻して一方の部材側に貼り合わせ、2)その後、もう一方の粘着剤層を被覆していた剥離ライナを剥がし、折曲していたシート状基材を部材間の境界部分の角度に合わせて開き、もう一方の隣接する部材側に貼り合わせる方法で施工することができる。従って、従来の粘着テープのようにテープを境界部分の角度に沿って折りながら貼り合わせる必要がなく、長距離を貼り合わせる場合においても角度に沿ってきれいに貼り合わせることができると共に、高所で貼り合わせたりする場合の作業性を向上させることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の粘着テープの一実施例を示す斜視図である。

【図2】本発明の粘着テープの一実施例を示す斜視図で

ある。

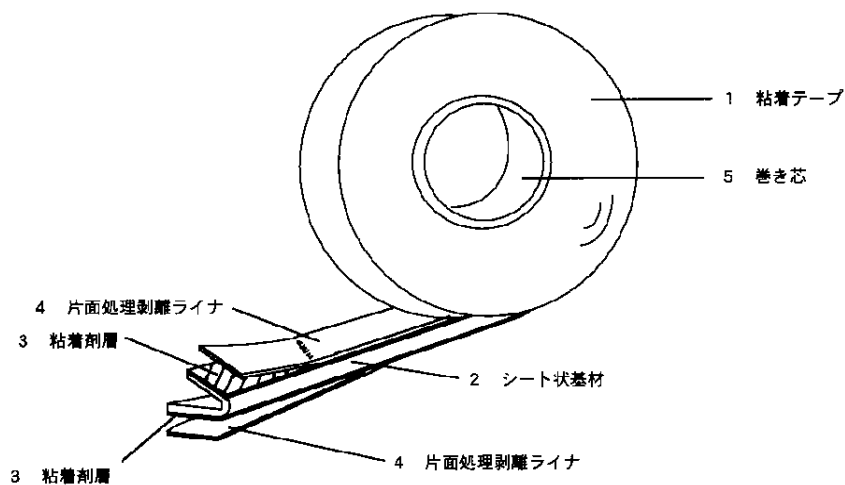
【図3】本発明の粘着テープの一実施例を示す斜視図である。

【図4】本発明の粘着テープの施工例を示す拡大図である。

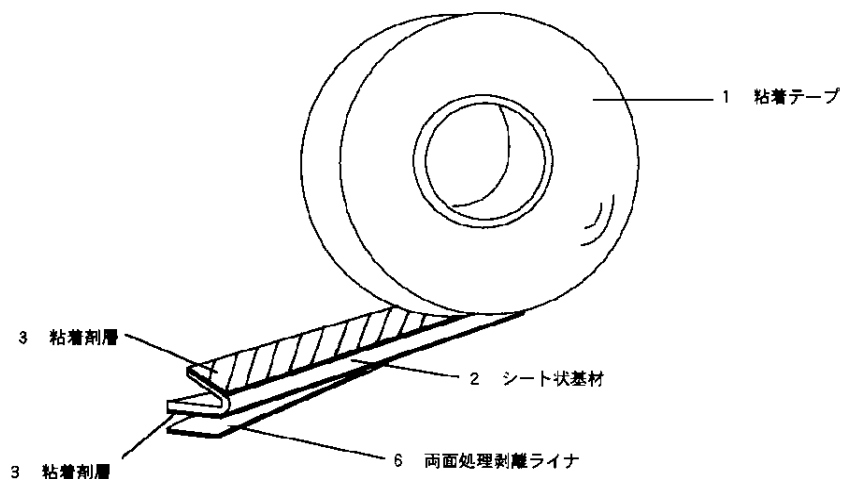
【符号の説明】

- 1 粘着テープ
- 2 シート状基材
- 3 粘着剤層
- 4 片面処理剥離ライナ
- 5 巻き芯
- 6 両面処理剥離ライナ
- 7 切割線
- A 部材
- B 部材

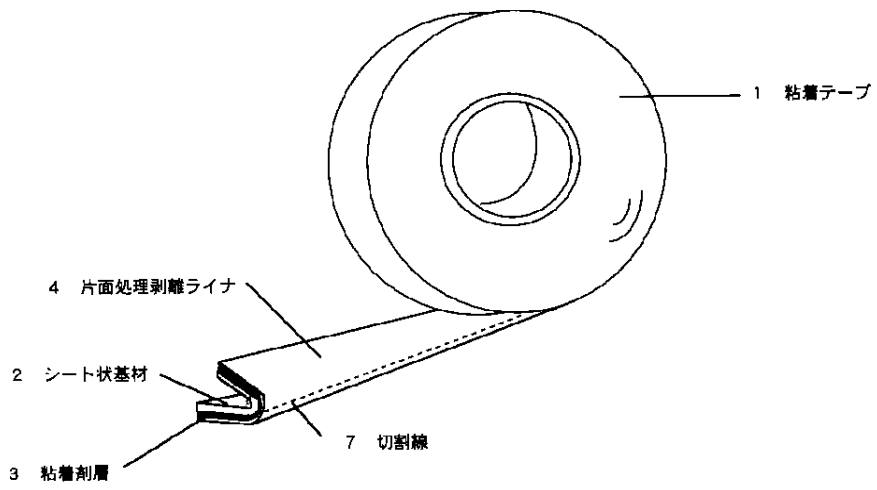
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

